

多古町総合計画（後期基本計画）策定支援業務 仕様書

1. 委託業務名

多古町総合計画（後期基本計画）策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、多古町総合計画（以下「総合計画」という。）の前期基本計画及び多古町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の計画期間が令和6年度で終了することから、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、令和7年度からの総合戦略を含む総合計画（後期基本計画）の策定にあたり、多古町（以下「甲」という。）の置かれている地域特性や将来展望等を踏まえ、人口減少が今後も見込まれる中で、住民との協働のもと将来にわたって持続可能な自治体を実現するために、戦略的かつ実効性の高い総合計画の策定に係る各種業務の支援を目的とする。

3. 計画の構成と期間

（1）計画の構成

- ・基本構想（人口ビジョンを含む）及び後期基本計画（総合戦略を含む）

（2）計画の期間

- ・令和7年度から令和11年度まで

4. 契約期間

契約締結日翌日から令和7年3月24日まで

5. 履行場所

甲の指定場所

6. 業務内容

（1）基礎調査・分析

適切数の社会指標を用いた他団体との比較、各課へのヒアリングなど下記の項目について現状把握等を行い多古町についての分析とそこから見えてくる課題等について整理する。人口推計はコーホート要因法を用いて行い、現行の人口ビジョンとの整合性を図ること。課題や他計画との整合等については一覧表を作成し整理すること。

- ① 社会動向や時代潮流の分析・整理
- ② 現状分析と整理、将来推計（人口動態、財政状況、他団体比較）
- ③ 現行の総合計画・総合戦略の進捗状況把握と評価、課題整理及び分析
- ④ 他計画との関係性の整理

- ⑤ 基本計画案策定に必要な情報収集・分析・資料作成
- ⑥ トップインタビュー

(2) 町民ニーズの把握

町民ニーズを把握するため下記の項目を実施する。

① 町民アンケート（意識調査）

町民に対して結婚・出産・子育て・福祉に関する意向や町への要望、将来的な移住・定住に関する意識、大学卒業後の地元就職の意向等幅広い分野についてアンケート調査を行い、性別、年齢別、地域別等の差異や要因を分析する。調査対象数は、2,000人程度を予定。

- ・調査票の設問設定（甲と協議して決定する）
- ・対象者の抽出（甲と協議して決定する）
- ・調査票の作成・印刷、返信用封筒への必要事項の印刷
- ・調査票及び返信用封筒の封入封緘、宛名ラベルの貼付
- ・調査票の回収（QRコードを活用したインターネット回答フォームを作成し、郵送回収と併用する）
- ・調査票の集計、分析

② 町民ワークショップの実施

町民等のニーズ把握や政策提案の聞き取りなどを目的とした住民ワークショップ（町職員を含む）、地域懇談会等の企画・運営。

③ 企業・団体等・地域住民等へのヒアリングの実施

町内の商工業などの事業者に対して、景況感や業績、立地の意向等に加えて、雇用動向（過不足感、ニーズ、条件、方向性等）についてヒアリング調査を実施する。

④ パブリックコメントの実施

町民から幅広く意見を聞くため実施するパブリックコメントに係る資料等の作成。

(3) 人口ビジョン及び総合戦略の見直し

①人口の将来推計

過去の趨勢をもとに将来人口を推計する。

②就業・雇用情勢調査

各種統計資料調査や教育機関等へのヒアリングを通じて、産業別の就業状況や雇用情勢など、人口動向に影響を与える可能性のある項目について整理、分析する。

③数値目標やK P Iに係る分析及び設定支援

基本目標ごとの実現すべき成果（アウトカム）に係る数値目標や、具体的な施策ごとの客観的な重要業績評価指標（K P I）に係る情報分析及び設定に関する支援を行う。

④戦略に盛り込む施策に関する事例等の情報提供及び助言

課題解決の手段として、戦略に盛り込む施策に関し、先行事例等の情報提供を行うとともに、施策内容等に関する助言を行う。

(4) 審議会、委員会、庁内職員による検討会等の運営支援

多古町総合振興審議会設置条例、多古町総合計画策定委員会設置要綱、多古町総合戦略推進会議設置要綱、多古町総合戦略策定委員会設置要綱に基づく策定委員会議及び部会等のための資料作成及び会議への出席・助言等運営支援、議事録の作成等を行う。なお、審議会兼推進会議については4回、策定委員会については4回、部会等については6回を予定している。

(5) 基本構想（人口ビジョン含む）改訂、後期基本計画・総合戦略策定支援

基本構想（人口ビジョン含む）改訂案、後期基本計画・総合戦略案を作成する。

(6) その他

アンケート調査に係る一切の経費は（調査票の用意・印刷、封筒、郵送料等）委託費に含めるものとする。

7. 成果物

次の各号に掲げる成果物を多古町へ提出する。

(1) 多古町総合計画（後期基本計画）本編及び概要版

①本 編：印刷製本物（A4判 150 頁程度フルカラー4色） 200 部

②概要版：印刷製本物（A4判 10～15 頁程度フルカラー4色） 6,000 部

(2) (1) 及び本業務に係る電子データ 一式

(3) 各種調査・分析報告書（町民アンケート含む） 各 1 部

(4) 各種会議報告書 各 1 部

8. 受託者の責務

(1) 受託者（以下「乙」という。）は、受託する業務が行政サービスであることを認識し、法令等を遵守し、業務の意図及び目的を十分に理解のうえ、適切な人員配置を行い、最高の技術を提供するとともに、正確かつ丁寧に実施しなければならない。

(2) 乙は、業務の遂行上知り得た秘密その他の情報を業務以外の目的に使用してはならない。業務の終了等によりその者が業務を行わなくなった後も同様とする。

9. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(2) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、甲に帰属するものとする。